

令和8年小美玉市議会 総務常任委員会会議録

令和8年3月13日（金）午後1時30分～
市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

総務常任委員会

令和 8 年 3 月 13 日(金) 13時30分～

議会委員会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 執行部あいさつ

4. 議 事

- (1) 議案第 4 号 小美玉市債権管理条例の制定について
- (2) 議案第 5 号 小美玉市犯罪被害者等支援条例の制定について
- (3) 議案第 6 号 小美玉市手数料の特例に関する条例の制定について
- (4) 議案第10号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- (5) 議案第11号 小美玉市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- (6) 議案第12号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- (7) 議案第19号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- (8) 議案第20号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について
- (9) 議案第21号 令和 7 年度小美玉市一般会計補正予算(第9号)
- (10) 議案第25号 令和 7 年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算(第2号)

5. その他

6. 閉 会

出席委員（6名）

| | | | |
|-----|-------------|-----|-----------|
| 3番 | 戸田大我君(副委員長) | 6番 | 真家功君(委員長) |
| 10番 | 鈴木俊一君 | 11番 | 村田春樹君 |
| 12番 | 石井旭君 | 14番 | 長島幸男君 |
| 20番 | 荒川一秀君 | | |

欠席議員（なし）

◇

付託案件説明のため出席した者

| | | | |
|------------|---------|------------|--------|
| 市長 | 島田幸三君 | 副市長 | 深谷一広君 |
| 市長公室長 | 滑川和明君 | 総務部長 | 中村均君 |
| 財政部長 | 大山伸一君 | 市民生活部長 | 大原光浩君 |
| 議会事務局長 | 佐川光君 | 会計管理者 | 大山浩明君 |
| 消防長 | 藤枝修二君 | 秘書課長 | 安彦晴美君 |
| 政策企画課長 | 植田薫君 | 魅力発信課長 | 片岡理一君 |
| 基地・空港対策課長 | 長島正昭君 | 総務課長 | 箕輪淳子君 |
| 人事課長 | 高野雄司君 | 行革デジタル推進課長 | 村田久美子君 |
| 財政課長 | 磯部朋広君 | 税務課長 | 高橋宏君 |
| 管財課長 | 細谷次央君 | 環境課長 | 中野谷勲君 |
| 小川総合窓口課長 | 木村知恵子君 | 玉里総合窓口課長 | 比気龍司君 |
| 議会事務局次長 | 須賀田千恵子君 | 会計課長 | 林美佐君 |
| 監査委員事務局長 | 高野敏弘君 | 消防本部総務課長 | 大堤勝憲君 |
| 消防本部警防課長 | 邊見常之君 | 消防本部予防課長 | 島田和彦君 |
| 防災管理課長補佐 | 道口聡君 | 防災管理課長補佐 | 真家広幸君 |
| 市民協働課長補佐 | 狩谷孝則君 | 市民課長補佐 | 中島太宜君 |
| 議会事務局職員出席者 | | 書記 | 寺家祐子 |

午後 1時27分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（戸田大我君） 皆さんおそろいですので、時間少し前ですが始めたいと思います。

改めまして、こんにちは。

戸田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

委員長挨拶、真家委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 改めまして、こんにちは。

今回より委員長を務めさせていただきます真家です。どうぞよろしくお願いいたします。

昨日、予算特別委員会が無事終わり、本日から常任委員会に入ります。皆様にご協力いただきながら、スムーズに進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問者につきましては、一度に何問も質問することなく、まさに一問一答でお願いいたします。

答弁者につきましては、結論を先に答弁していただき、後で理由という形で明瞭な回答でお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。

それでは、執行部挨拶、島田市長、よろしくお願いいたします。

○市長（島田幸三君） こんにちは。

予算委員会に引き続きまして、総務常任委員会ということでご苦労さまです。

毎日のように、ご案内のとおりイスラエルとアメリカ、イランの戦争といいますが起きて、2週間もたちました。当初、ヨーロッパのほうの戦争なので、あまり日本にはとっていただんですが、ご案内のとおり徐々にホルムズ海峡が事実上、完全閉鎖されて、日本はエネルギー、石油がほとんどあそこから来るといことで、先ほどちょっと納場に行ったときに、部室の十字路のJAさんのレギュラーガソリンが180円と提示されておりました。

どんどんこれから上がるのかなということで、いろんな部分で市役所のほうも危惧しているんですけども、ちょっと聞いた情報では、重油が何か入りづらいということで、小美玉温泉のほうでは重油を使用して燃やしているものですから、なかなか入りづらくなるとそ

ういう情報も受けています。一刻も早く、戦争が終結することを祈るばかりです。

そういう中ですけれども、総務常任委員会、新しくなりまして、真家委員長、そして戸田副委員長の下に慎重なご審議のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。

それでは議事に入ります。

議事進行は委員長のほうでよろしく願いいたします。

○委員長（真家 功君） それでは進めさせていただきます。

議事に入る前に、本日は福島議員、谷仲議員、鬼田議員が傍聴します。

それでは、ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日は、改選後の常任委員会となりますので、初めてになりますので、まず自己紹介をお願いいたします。

執行部よりお願いいたします。市長、副市長を除いてお願いいたします。

（執行部および委員 自己紹介）

○委員長（真家功君） それでは、早速進めさせていただきます。

本日の議題は、3月5日に付託された議案審議付託表のとおりであります。関係資料につきましてはスマートディスカッションに保存されております。準備のほうはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家功君） 議事の進め方は、質疑方法は一問一答方式とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けます。簡潔明瞭に、また重複質疑のないようによろしく願いいたします。

また、執行部においても、明快な回答をお願いいたします。直ちに答弁し難い場合は、答弁を一時保留し、委員には次の質疑をお願いします。執行部においては整い次第、答弁をお願いいたします。各委員はよろしくご協力、お願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただきたいと思います。質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りください。

それでは、これから付託議案の審査に入りたいと思います。

まず初めに、議案第4号 小美玉市債権管理条例の制定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

村田行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（村田久美子君） 議案第4号 小美玉市債権管理条例の制定についてご説明いたします。

提案理由でございますが、市が保有する債権の管理について、統一的な処理基準を定めることにより、公正かつ公平な市民負担の確保及び市の債権管理の一層の適正化を図り、健全な行財政運営に資するため、この案を提出するものでございます。

市が保有する債権には、市税のほか介護保険料、上下水道使用料、学校給食費など様々な債権がございます。これらはそれぞれ条例や規則等に基づいて管理、徴収しておりますが、督促や催告、滞納処分や強制執行といった具体的な手続の基準は債権ごとに取扱いが異なっており、必ずしも市として統一されている状況にはございません。

そのため、市の債権管理を適切に行うため、地方自治法や民法など債権に関する法令や条例、規則等を整理し、市として統一的な債権管理のルールを定めるものでございます。

次のページをご覧ください。

条例の概要でございますが、第1条、第2条では本条例の目的と用語の定義を定めております。本条例の対象となる市の債権とは、地方自治法に規定される「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」を指すものであり、本市が保有する全ての債権を対象とします。

市の債権は、公法上の債権、公債権と、私法上の債権、私債権に大別されます。さらに公債権は、滞納処分を行うことができる強制徴収公債権と、そのほか滞納処分ができない非強制徴収公債権に区分されます。

具体例といたしまして、強制徴収公債権には介護保険料や保育料、下水道使用料など、非強制徴収公債権には農業集落排水施設使用料など、私債権には水道使用料、市営住宅使用料などがございます。

第3条から第14条では、債権管理に関する基本的な手続について規定しております。

第15条になりますが、非強制徴収債権について、生活困窮など履行できない一定の要件に該当する場合には、債権を放棄できることを規定しております。

なお、私債権については、時効期間が満了した場合であっても債権は消滅しないため、事実上回収が見込めない債権が累積し、適正な債権管理に支障を来すことから、本条に規定した要件に該当する場合には債権を放棄できるものといたします。

地方自治法第96条第1項第10号では、権利の放棄については議会の議決事項となっております。

りますが、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除く」とされており、本条例において放棄することができる場合の要件を具体的に定め、放棄できるものといたします。

続きまして、附則では施行期日及び経過措置について規定しております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

どうですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（真家 功君） それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 小美玉市債権管理条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 小美玉市犯罪被害者等支援条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

道口防災管理課長補佐。

○防災管理課長補佐（道口 聡君） それでは、議案第5号 小美玉市犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明いたします。

この議案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、犯罪被害者等の支援に関する基本的理念を定め、犯罪被害者等の

支援に関する施策を総合的に推進するため、この案を提出するものでございます。

内容を説明させていただく前に、大変申し訳ありませんが、本条例の本文に脱字がございました。これらを訂正させていただきたくお願い申し上げます。

お配りさせていただきました正誤表のとおり、第2条第1項第6号の文頭の「市民等」の後ろにスペースと、さらに第5条第2項の文頭の「市民」「及び」の間の「市民」の後ろに「等」が抜けておりましたこと、大変申し訳ありませんでした。これらをお手元の正誤表のとおりご訂正をお願いした上、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

小美玉市犯罪被害者等支援条例をご覧ください。

条例の概要でございますが、第1条、第2条では本条例の目的と用語の定義をさだめております。

この条例は、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等並びに事業者等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復、軽減を図り、安全にかつ安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として制定するものでございます。

第3条では、基本理念を規定しております。

第4条では、市の責務、第5条で市民等及び事業者等の責務について規定しております。

第6条には、相談及び情報の提供について、防災管理課内への相談窓口の設置について規定しております。

第7条では、初期支援策として、見舞金の支給について規定しております。具体的な金額につきましては、別に定めておりますが、死亡見舞金で30万、重傷病見舞金として10万を予定しております。

第8条には、安全確保として個人情報の適切な取扱いについて、第9条には犯罪被害者等の支援の必要性について、また職員の意識向上について規定しております。

第11条として、この条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとしております。

附則としまして、この条例は令和8年4月1日から施行となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（真家 功君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 小美玉市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは次に、議案第6号 小美玉市手数料の特例に関する条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中島市民課長補佐。

○市民課長補佐（中島太宜君） 議案第6号 小美玉市手数料の特例に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、物価高騰の影響を受けている市民の負担の軽減を目的とし、コンビニ交付の手数料を減額するため、本案を提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間、マイナンバーを利用してコンビニ等のマルチコピー機から各種証明書を取得することができるコンビニ交付サービスにつきまして、物価高騰等の影響を受けている市民の負担軽減を図るため、現在、窓口と同額の300円から100円に引下げを行うものでございます。

この施策の実施により、市民の皆様の負担の軽減を図るとともに、マイナンバーの利便性やメリットを実感していただくことで、マイナンバーカードの普及率の向上も図ってまいります。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

長島委員。

○14番（長島幸男君） 現在、マイナンバーカードかな、これの普及率というのは市でどのくらいになっているか。大体、去年の4月からかな、現在までどのくらい普及されたのか質問したいと思います。

○委員長（真家 功君） 中島市民課長補佐。

○市民課長補佐（中島太宜君） 現在、直近の数字でございますけれども、小美玉市でマイナンバーカードを保有している率でございますが、80.6%でございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） あと、今年度はどのくらい増えているかというのは分からないかな。

○委員長（真家 功君） 中島課長補佐。

○市民課長補佐（中島太宜君） すみません、4月現在の数字が今、申し訳ございません、手元に用意してございませんので、後ほどご回答させていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（真家 功君） それでは、後ほどということでよろしくお願ひいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） それでは、ないようですので、次に討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第6号 小美玉市手数料の特例に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） それでは、議案第10号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明いたします。

提案理由は、行政組織機構改革に伴い、関係条例について所要の改正を行うため提出するものでございます。

次のページをご覧ください。

関係条例につきましては、小美玉市予防接種事故調査会条例ほか4件の一部改正でございます。

主な内容は、保健衛生部と福祉部を再編し、保健福祉部としたことによるものです。また、総務課と行革デジタル推進課を統合し、総務課内に行革デジタル推進室を設置したことによるものです。

説明は以上でございます。ご審議のほどをお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第10号 行政組織機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 小美玉市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） それでは、議案第11号 小美玉市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、国家公務員に係る旅費制度の改正に伴いまして、旅費の種類、請求手続等について全面的に見直しを行うため、この案を提出するものでございます。

今回の改正の背景といたしましては、近年の宿泊費高騰により、従前の定額支給額では対応できないケースが増えてきたため、実勢価格に合わせた見直しが必要となりました。また、請求手続等、業務効率を図る規定となっております。

なお、特別職でございます市長、副市長、教育長、こちらの三役の旅費規程につきましても、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例、こちらより切離ししまして、本条例の中に加えた改正となっております。

それでは、内容につきましては、主な改正点を中心に説明させていただきます。

初めに、1ページめくっていただきまして、第1条の趣旨、第2条の定義から、7ページの第11条までの旅費の支給手続、種目、移手段等につきましては、従前の条例と内容は変わっておりませんが、文言等の修正を行っているものでございます。

続いて、8ページでございます。

大きく改正される点といたしましては、第12条、宿泊費の規定でございます。

冒頭申しました近年の宿泊費高騰によりまして、地域の実情を勘案し、こちらは条例でなく施行規則におきまして、まず市長等の特別職、それから一般職員と2区分にいたしまして、さらには都道府県ごとに上限の基準額を定めております。

職員の区分で一例を申しますと、茨城県内での宿泊費が1万2,000円の上限基準額に対しまして、東京都内や埼玉県内、こちらに出張して宿泊した場合、こちらの宿泊費は上限額が1万9,000円などと、地域に応じての規定としております。また、額につきましては、上位

法であります国家公務員等の旅費に関する法律、こちらの規定に準じております。

また、12条のただし書、こちらにおいて、特別な事情がある場合には実費費用の支給規定を設けております。こちらの特別な事情といいますのは、規則のほうで3つほど設けておりますので、一例を申しますと、会議などの出張の場合に、そこで宿泊が伴う場合に主催者側の指定があった場合というときには、そこのホテル代ということなので、こういったときに上限基準額より超えてしまった場合には実費を弁償するという規定となっております。

次に、第14条、こちらにおきまして宿泊手当、こちらを新設するものでございます。

従前、2日以上宿泊を伴います出張旅費に対しましては、別に日当という形で支給されておりましたが、今条例において日当を廃止し、施行規則において宿泊手当として2,400円、こちらを定額で支給する規定を設けてございます。

次のページの第15条以降につきましても、上位法の改正に伴い規定するものでございまして、旅費に伴う各種費用、事務手続等に関する規定となっております。

説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりお願いいたします。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 今まで、議会と一緒に行く職員の出張もあって、本当に少ないなと思って、足りないですよという声も聞いていたので、これはいいことだなと思います。

これ、今度は職員のほうなんだけれども、参考的に議会のほうはどうなのかな。これはどういうふうな方法でやっていくのか。これは事務局長、次長のほうか。ちょっとその辺のところ、同じような感覚なのかどうか。特別に、また逆に議会を上げちゃうのか下げちゃうのか分からないけれども、その辺お願いするからね。

○委員長（真家 功君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 議員の旅費の額につきましては、市長等に準じておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（真家 功君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 安心しました。

○委員長（真家 功君） ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第11号 小美玉市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、議案第12号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、提案理由でございますが、人事院の給与勧告に準じ、一般職の給与に関する法律等の改正に伴いまして、本条例においても所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

今回の改正でございますが、一般職の給与条例改正に伴いまして、常勤の特別職、それから任期付職員、それから会計年度任用職員に関しましても、一般行政職との均衡を図るため、4つの条例を一括での改正案となっております。

1ページめくっていただきまして、また施行期日の関係で、今回の条例は8条の条立てとなっております。第1条から第8条までの改正条例につきまして、奇数の条項につきましては令和7年4月1日からの遡及適用、偶数の条項につきましては令和8年4月からの適用となります。詳細はこの後、附則において再度説明させていただければと思います。

それでは、条例案の概要についてご説明いたします。

初めに、1ページの第1条、こちらが一般職の給与に関する条例改正でございまして、人事院勧告に準じ改正するものでございます。

初めに、1条中の給与条例第12条、こちらにおきまして、通勤手当の改正を行うものでございます。昨今の物価高騰等、社会情勢に伴いまして、通勤距離が片道10キロ以上の職員について、5キロごとの通勤距離に応じて200円から7,100円の引上げを行うものでございます。

続きまして、給与条例第19条。1ページです。23分の1ページです。

次に、給与条例の19条以降につきましては、令和7年度の期末・勤勉手当の率について、現在の年間4.60月、4.6か月と申しますか、から4.65か月へと0.05か月、率を引き上げる改正でございまして、今年度につきましては12月期の賞与時に一括で引き上げる改正規定となっております。

また、次のページ、こちらの表でございます。

行政職給料表及び消防職給料表につきまして、民間の状況並びに採用市場での競争力の向上のため、若年層を中心に引き上げる改正を行いまして、こちらを令和7年4月1日に遡及して適用するものでございます。

こちら、2ページから13ページまでにつきましては、行政職並びに消防職の改正後の給料表となっております。

続きまして、13ページから14ページをご覧ください。

第2条といたしまして、同じく一般職の給与に関する条例改正で、令和8年4月から改正するものでございます。

13ページの12条ということで、中段でございしますが、12条で通勤手当の改正、こちらは令和8年以降の改正ではございますが、遠距離の職員で電車通勤なんかをしている職員に対しまして、従前の通勤手当に加えて、仮に電車で羽鳥駅まで来たとして、そうすると羽鳥駅に車を置いて、そこから車通勤という場合に、上限で5,000円にしておりますけれども、駐車場料金、こちらを加えて手当とするものでございます。

次に、14ページですかね。第1条で改正しました期末勤勉手当、こちらを令和8年度以降につきましては6月と12月期でならず規定となっております。

次に、14ページの下段の3条及び第4条におきまして、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例改正でございしますが、常勤特別職であります三役の皆様方の期末手当、こちらの率の改定でございまして。

また、次の4条、こちらにつきましては、令和8年改正分といたしまして、特別職の旅費に関する規定につきましては、先ほど議案第11号で説明させていただきました職員の旅費の改正条例の中において一本化とするため、旅費に関する規定につきましては削除となる規定となっております。

次のページをご覧くださいまして、中段でございます。

第5条から第6条、任期付職員の採用等に関する条例並びに、第7条及び8条の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましても、一般職の給与条例に準じた改正を行っていくものでございます。

最後に22ページをお願いします。

附則といたしまして、先ほど、冒頭申しました今回の8条立ての条例の第1条、第3条、第5条及び第7条の規定につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用する、また、2条、4条、6条、8条の規定につきましては、令和8年4月からの施行する規定でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これにより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これにより採決に入ります。

議案第12号 小美玉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大堤消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 議案第19号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、地方自治法第203条の2第1項及び第3項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準に基づき、関連条例について所要の改正を行うものでございます。

ここで、新旧対照表をご覧ください。

内容につきましては、非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に、別表第12条、第13条関係の団員階級の報酬額を3万3,000円から3万6,500円に改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

これにより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） この消防団員の報酬は、年額報酬で1年間に3万3,000円であり、これは全国的な問題で報酬額が低く、各自治体によってばらつきがあるものの、できるだけ高い報酬額に持って行ってやったほうがいいのかと思います。

消防は安全・安心のまちづくりのために、献身的に命懸けてやっている職務であり、私が消防団長辞めてから、小美玉市が合併して消防団長だけ報酬額を上げた経緯があり、そんなばかな話あるかと、私怒ったことがあります、一番下の階級、やはり一生懸命、夜も寝ないで、本当に大変な仕事をしているので、できるだけ報酬額を優遇してください。

よろしく申し上げます。

○委員長（真家 功君） 要望ということでよろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ほかにないようですので、これにより質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これにより採決に入ります。

議案第19号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について、議題といたします。

執行部より説明を求めます。

島田消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（島田和彦君） 議案第20号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、近年のサウナブームを背景に、簡易的なサウナ設備が増加していることから、安全性の検証結果を踏まえた省令等の見直しが行われたほか、令和6年1月1日に発生した輪島市大規模火災において、大規模地震時の電気火災対策が重要であることとされたことを踏まえ、火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、この案を提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案を表記してございます。

改正点でございますが、第7条の2の簡易サウナ設備を新設し、テント型サウナ室とバレル型サウナ室について基準を設け、位置、構造及び管理等を規制しており、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備とし、個人が設けるものを除き届出の対象としました。

また、第29条の7では、住宅における火災の予防の推進事項に、感震ブレーカーを追加することについて改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明は終わりました。これにより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 現在どれぐらい……小美玉市内では、この対象になる施設というのはどれぐらい把握しているのでしょうか。

○委員長（真家 功君） 島田消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（島田和彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

今現在で6事業所10施設となります。

以上です。

〔「大丈夫です」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ほかにございませんか。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 感震ブレーカーの話が、一般質問でも、内田君からあったように昔は漏電ブレーカーもなく国が推奨して設置するようになりましたが、今度は感震ブレーカーを国の施策とタイアップしながら、市でもある程度の対応というか補助を出すとかの対応をしていただきたい。よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（真家 功君） 要望ということでお願ひいたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、これで討論を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を省略いたします。

これより採決に入ります。

議案第20号 小美玉市火災予防条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで休憩をしたいと思います。休憩は2時35分までお願いいたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時35分 再開

○委員長（真家 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

中島市民課長補佐。

○市民課長補佐（中島太宜君） 先ほど、長島委員さんからご質問をいただいた件につきましてお答え申し上げます。

令和7年4月現在のマイナンバーカードの保有率でございますけれども、77%でございます。直近の保有率と対しまして3.6%の増でございます。

以上でございます。

〔「大丈夫です」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） それでは、議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） それでは、議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）のうち、総務常任委員会所管について説明を申し上げます。

初めに、6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費補正。1、追加において、総務常任委員会所管が4件ございます。表の一番上、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務費で184万8,000円。同じく4款衛生費、1項保健衛生費の空家等対策推進事業で496万1,000円。同じく4款衛生費、2項清掃費のごみ処理対策経費で1億1,580万8,000円。同じく4款衛生費、2項清掃費のごみ処理施設一部事務組合負担経費で1,293万円の繰越明許の設定をお願いするものでございます。繰越の理由につきましては、別添の第2表、説明をご参照いただきますようお願いいたします。

次に8ページをご覧ください。

第3表、地方債補正は、変更が9件、うち総務常任委員会所管分は5件でございます。内容につきましては、事項別明細書のページにてご説明させていただきます。

次に、12ページをご覧ください。

総務常任委員会所管の歳入につきましては、財政課で一括してご説明させていただきます。また、歳出につきましては、順次担当部局から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一番上の表からになります。

1款市税、1項市民税、1目個人市民税で3億260万円の補正増でございます。同じく2目法人市民税で7,000万円の補正増。同じく2項、1目固定資産税で1億4,460万円の補正増。同じく3項軽自動車税、1目環境性能割で400万円の補正増、2目種別割で1,220万円の補正増でございます。

次に、12款1項1目地方交付税で3億2,425万1,000円の補正増、普通交付税で変更決定があったため、増額するものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料、2項手数料、3目衛生費手数料で13万8,000円の補正減、内訳としまして、一般廃棄物処理業許可申請手数料、こちらのほうが3,000円の減額、家電リサイクル製品収集運搬手数料13万5,000円の減額でございます。

次に、16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金として、1億8,851万8,000円の補正増、内容は、特定防衛施設周辺整備調整交付金で1億5,997万6,000円の増額、再編関連訓練移転等交付金で4,139万円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で801万5,000円の増額、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金で59万8,000円の増額、地域少子化対策重点推進交付金で10万6,000円の増額、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で2,156万7,000円の減額でございます。

次に、14ページをご覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金のうち、総務常任委員会所管分としまして、空き家対策総合支援事業補助金、こちらのほうが31万7,000円の補正減でございます。

下段になります。

16款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金、補償事務委託金で1,000円の補正増でございます。

次に15ページをご覧ください。下段になります。

17款県支出金、2項県補助金、1目総務費県補助金で195万円の補正減、内訳は、百里飛

行場航空機騒音対策事業費補助金45万円の減額及び移住支援補助金150万円の減額でございます。

次に、16ページをご覧ください。表の中段になります。

17款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金で1,305万1,000円の補正減、内訳としまして、市町村事務処理特例交付金で23万円の減額、参議院議員総選挙委託金で608万4,000円の減額、茨城県知事選挙委託金で882万円の減額、国勢調査費委託金で211万3,000円の増額、農林業センサス委託金で2万円の減額、経済センサス調査区管理委託金で1万円の減額でございます。

次に、18款財産収入、1項1目財産運用収入、土地貸付料で98万3,000円の補正減、同じく、2目利子及び配当金で86万1,000円の補正減、内訳としまして、国際親善交流基金積立金利子で3万円の増額、合併振興基金積立利子で89万1,000円の増額でございます。

ページ移りまして、17ページをご覧ください。

18款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入で2,501万8,000円の補正増、こちらは羽鳥脇山地区の旧はとり保育園跡地、こちらのほうの売却によるものでございます。

同じく、2目物品売払収入213万7,000円の補正増、こちらにつきましては、公用車の老朽化に伴います売払収入でございます。

次に、19款1項寄附金、2目総務費寄附金、企業版ふるさと応援に対する指定寄附金を5事業者からいただきましたことによりまして、1,430万円を補正増するものでございます。同じく、3目衛生費寄附金、環境保全に対する指定寄附金で177万9,000円の補正増でございます。

次に、20款繰入金、2項1目基金繰入金のうち、総務常任委員会の所管分としましては、財政調整基金繰入金、こちらのほうは歳入歳出間の調整のため7億7,622万7,000円の減額でございます。公共施設整備基金繰入金、こちらにつきましては、対象事業の補正計上及び財源充当変更に伴いまして、2億5,460万円の減額。次に、幡谷浩史環境福祉整備基金繰入金、こちらのほうは寄附額の確定によりまして47万6,000円の減額。次に、ふるさと応援基金繰入金、対象事業の確定に伴い2,945万円の減額。次に、公共用バス整備基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い50万円の増額。次に、合併振興基金繰入金、対象事業費の補正計上によりまして、財源充当を行いまして54万6,000円の増額でございます。次に、国際親善交流基金繰入金、対象事業費の補正計上に伴い130万円の減額。次に、再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金でございますが、対象事業費の補正計上に伴い206万6,000円の増額とな

っております。

表の下段になります。

行政区集会施設管理基金繰入金で、対象事業費の補正計上に伴い280万1,000円の増額。脱炭素化施設整備基金繰入金で、対象事業費の補正計上に伴い58万7,000円の増額。次に、防犯施設管理基金繰入金で、こちらのほうも、同じように対象事業費の補正計上に伴いまして622万4,000円の増額でございます。

次に、18ページをご覧ください。

22款諸収入、4項受託事業収入、2目衛生費受託事業収入、こちらのほうのあき地雑草除去受託料で347万7,000円の補正減でございます。同じく、5目3雑入のうち、総務常任委員会所管分としまして、県市町村振興協会交付金で79万7,000円の増額。次に生命保険事務取扱手数料で19万9,000円の減額。同じく県民交通災害共済加入推進費で7,000円の減額。デジタル基盤改革支援補助金で382万8,000円の減額。次に、指定ごみ袋等有料広告料で6万円の減額。次に、2つ飛びまして、庁舎光熱水費使用料で20万5,000円の増額。次に防災拠点設置等助成金としまして27万5,000円の増額でございます。

ページ移りまして、19ページをご覧ください。

無線周波数移行促進負担金で682万3,000円の増額。次に、不要貴金属売払収入で8万1,000円の増額。次に、市町村アカデミー助成金1万7,000円の減額。次に、建物災害共済金で39万5,000円の増額。次に、EVスタンド電気使用料で24万7,000円の減額でございます。

続きまして、23款1項市債、1目総務債で1,290万円の補正減、内訳としまして、防災行政無線放送設備整備事業債で680万円の減額でございます。同じく、防災情報ネットワークシステム更新事業債で80万円の減額。同じく、Jアラート設備整備等事業債で530万円の減額。いずれも、事業費変更に伴い減額するものでございます。

続きまして、2目衛生債、広域ごみ処理施設建設事業債で3,230万円の補正減、こちらのほうは負担金変更に伴い減額するものでございます。同じく、4目商工債で280万円の補正減、事業費減額に伴い、サイクルステーション整備事業債を減額するものでございます。同じく、5目消防債で950万円の補正減、内訳は、耐震性貯水槽設置事業債で30万円の減額、高規格救急自動車購入事業債で920万円の減額でございます。同じく、6目教育債で6,610万円の補正減、野田小学校校舎等の解体工事費の減額に伴うものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（真家 功君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、歳出についてご説明いたします。

初めに、一般会計全体の職員給与費に関する補正につきましては、人事課より一括して説明をさせていただきます。

75ページをご覧ください。

一般職の総括表の比較欄になりますけれども、報酬が1,266万円の増、給料が4,765万円の増、職員手当が683万6,000円の増、共済費が299万9,000円の減、合計といたしまして6,414万7,000円の補正増でございます。職員数につきましては全体で647人、内訳といたしまして一般職員が487人、会計年度任用職員が160人で7名の増員でございます。

また、職員手当の詳細につきましては、表の下段側でございます、こちら下段表の内訳欄のとおりとなっておりますので、お願いしたいと思います。

今回の職員給与費に関する補正の主な要因につきましては、先ほど議案第12号で説明させていただきました給与条例の改正による給与等の増額、そのほか、一般職員の早期退職に伴う減額や育児休業等で職員が長期休暇に入った代替といたしまして、会計年度任用職員の補充増員による増額などによるものでございます。

以上が職員給与費の補正に関する説明でございます。

これよりは、各所管より歳出の説明をさせていただきますが、職員給与費に関する補正につきましては、説明を省略させていただきます、給与費以外の補正内容について、順次説明させていただきます。

○委員長（真家 功君） 須賀田議会事務局次長。

○議会事務局次長（須賀田千恵子君） 続きまして、各所管の歳出でございます。

20ページをお開き願います。

まず、議会事務局所管の歳出についてご説明させていただきます。

1款1項1目、議会費でございます。説明欄1、議員給与費につきましては40万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、期末手当、人事院勧告に伴う条例改正による増額でございます。

次に、説明欄3、議会運営費につきましては129万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容でございますが、8節旅費113万2,000円の減、10節需用費15万円の減、18負担金補助及び交付金1万7,000円の減、いずれも事業費確定に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） 続きまして、秘書課所管についてご説明いたします。

21ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄3の秘書事務費につきましては41万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。ふるさと大使謝金、旅費の実績見込みによるものと、樹木伐採等作業委託料、物品借り上げ料、市長会等負担金の事業確定による不用額を減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） それでは、続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

同じく21ページ、説明欄5、庶務事務費につきまして139万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、郵便料及び、22ページにいきまして、訴訟代理委託料について、いずれも、執行見込みによる減額となります。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 村田行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（村田久美子君） 同じく22ページ、行革デジタル推進課所管になります。

1項総務管理費、説明欄7、行政管理事務費11万4,000円の減額につきましては、いずれも事業費確定により不用額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 続きまして、人事課所管でございます。

同じく22ページの1項総務管理費の中の説明欄8、人事給与管理事務費につきましては151万1,000円の減でございます。会計年度任用職員に係る労災保険料・雇用保険料につきまして、保険率の改定による減額、職員採用試験の委託料につきましては事業確定による減額でございます。

次に、説明欄9、職員厚生費につきまして47万4,000円の減、説明欄10の職員研修費につきまして17万1,000円の減、こちらにつきましても、いずれも事業費確定により減額するものでございます。

以上です。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 続きまして、市民協働課所管になります。

同じく、22ページ下段をご覧ください。

説明欄11、行政区運営経費23万5,000円の補正減でございます。内容につきましては、7節報償費で文書配布業務謝金17万8,000円の減、8節普通旅費5万円の減、11節役務費で区長会業務災害補償保険料7,000円の減、いずれも不用見込額を減額するものでございます。

次に、説明欄12、都市交流事業15万1,000円の補正減でございます。内容につきましては、8節普通旅費11万2,000円の減、10節需用費の燃料費6,000円の減、13節自動車借上料3万3,000円の減、いずれも事業費確定に伴い不用額を減額するものでございます。

続いて、23ページをご覧ください。

説明欄13、行政区集会施設管理事業につきましては、財源内訳補正として、行政区集会施設管理基金繰入金を280万1,000円増額し、一般財源を同額減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 片岡魅力発信課長。

○魅力発信課長（片岡理一君） 私からは、魅力発信課所管の説明となります。

その下、2目文書広報費、説明の欄1、広報活動経費につきましては、広報紙、広報おみたま及びお知らせ版の印刷代として、本年度不用額を見込んだ上で、当初予算953万8,000円から300万円を減額するものとなります。

以上です。

○委員長（真家 功君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 財政課所管になります。

3目財政管理費、1、財政管理事務費で財務会計システム等の使用料が公会計システムの利用停止により、72万6,000円の補正減となったものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 林会計課長。

○会計課長（林 美佐君） 続きまして、会計課所管になります。

その下、4目会計管理費、説明欄1、会計管理事務費につきましては、154万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額の理由でございますが、11節役務費の口座振替等手数料につきましては、年間の執行額が当初予算額より少なくなる見込みのため、手数料を

減額するものでございます。

以上です。

○委員長（真家 功君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 続きまして、管財課所管に移ります。

同じく23ページ、5目財産管理費のうち、説明欄1、公有財産管理事務費に137万5,000円の増額補正をお願いするものです。補正の内容は、市有地の売却に伴い、11節役務費で売却の手数料に137万5,000円を増額するものです。

次に、説明欄2、市庁舎維持管理経費に165万8,000円の増額補正をお願いするものです。補正の内容は、10節需用費で本庁舎などの電気使用料に不足が見込まれるため、光熱水費を165万8,000円増額するものです。

次に、説明欄3、公用車維持管理経費に6万2,000円の増額補正をお願いするものです。補正の内容は次のページをご覧ください。

11節役務費で、公用車の売却手数料として6万2,000円を増額するものです。

以上となります。

○委員長（真家 功君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田 薫君） 同じく24ページ、政策企画課所管になります。

6目企画費、説明欄1、政策企画事務費でございしますが、事業費確定による不用額としまして総合計画審議会委員報酬26万円を減額計上するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 片岡魅力発信課長。

○魅力発信課長（片岡理一君） その下、3、移住定住推進事業1,106万3,000円の減額は、うち、11節役務費から13使用料及び賃借料までにつきましては、いずれも地域おこし協力隊に関する経費となり、いずれも本年度支出予定額の確定によるものとなっており、次の18負担金補助及び交付金につきましては、若年世帯等住宅取得助成事業及びわくわく茨城移住支援事業、そして、奨学金返還支援補助金の減額を含め、いずれも申請者件数の実績を見込んだ上で現額するものとなっております。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 村田行革デジタル推進課長。

○行革デジタル推進課長（村田久美子君） 同じく24ページをご覧ください。

7目電子計算費、説明欄1、情報化推進事業3,598万8,000円の減額でございしますが、12

節委託料162万2,000円の減につきましては、いずれも事業費確定により不用額を減額するものでございます。

13節使用料及び賃借料3,176万8,000円の減につきましては、サーバ仮想化基盤・通信機器等借上料をはじめ、パソコン・プリンタ等借上料は、行政用P C 850台の入替に伴うリース料など、借上料に係る減額については、全て入札差金によるもので、使用料は今後の利用見込みによるものです。

また、ガバメントクラウド利用料は、利用状況を踏まえ、クラウド利用経費の削減を図り、不用額を減額するものでございます。

決済サービス利用料につきましては、無料キャンペーンの活用により、経費が不要となったものでございます。

続きまして、25ページをご覧ください。

18節負担金補助及び交付金259万8,000円の減につきましては、県と県内市町村で共同調達している統合型G I Sに係る空中写真撮影業務の入札差金によるものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 木村小川総合窓口課長。

○小川総合窓口課長（木村知恵子君） 続きまして、小川総合窓口課所管となります。

その下、8目支所及び出張所費、説明欄2、小川総合支所管理経費につきましては24万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしましては、10節需用費の燃料費12万2,000円、光熱水費27万5,000円、修繕料5万8,000円を増額するものです。理由といたしましては、冷温水機（空調機）の稼働時間が増えたことにより、重油代、電気・水道使用料に不足が見込まれることによるものです。修繕料につきましては、空調機のベルト劣化による不具合が生じているため交換修繕するものです。また、委託料21万4,000円は入札差金による減額でございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 比気玉里総合窓口課長。

○玉里総合窓口課長（比気龍司君） 続きまして、玉里総合窓口課所管でございます。

同じく25ページの下段の説明欄3をご覧ください。

玉里総合支所管理経費で、こちらは38万円の減額補正をお願いするものでございます。

まず、12節委託料の18万2,000円並びに次の26ページの上段の17節備品購入費の19万8,000円につきましては、いずれも契約差金を減額するものでございます。

以上です。

○委員長（真家 功君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 同じく26ページ、監査委員事務局所管になります。

9目公平委員会費、説明欄1、公平委員会経費8,000円の補正減でございます。

1節報酬につきまして、今後の執行見込みにより減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 同じく26ページ、市民協働課所管になります。

10目コミュニティ活動促進費、説明欄1、市民協働推進事業141万3,000円の補正減でございます。内容につきましては、7節報償費の講師謝金2万5,000円の減、11節役務費、清掃活動等ボランティア保険1万9,000円の減は、いずれも不用見込額を減額するものでございます。

18節まちづくり組織活動補助金136万9,000円の減は、当初予定しておりました団体数に対し申請団体が下回ったため不用額を減額するものでございます。

次に、説明欄2、国際交流活動事業134万2,000円の補正減でございます。内容につきましては、8節普通旅費4万2,000円の減、18節負担金補助及び交付金130万円の減で、いずれも不用見込額を減額するものでございます。

次に、説明欄3、男女共同参画経費18万5,000円の補正減でございます。内容につきましては、12節男女共同参画推進セミナー委託料が事業費確定に伴い3万5,000円の減、男女共同参画推進事業委託料において、講演会が定員に達しなかったことにより録画配信委託料が不要となったため15万円を減額するものでございます。

次に、説明欄4、高齢者等ごみ出し支援事業48万5,000円の補正減でございます。内容につきましては、18節高齢者等ごみ出し支援事業交付金につきまして、不用見込額を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 真家防災管理課長補佐。

○防災管理課長補佐（真家広幸君） 続きまして、防災管理課所管となります。

26ページの一番下から27ページになります。

それでは、27ページをご覧ください。

11目交通安全対策費、説明欄1、交通安全対策経費につきましては、6万7,000円の減額

補正をお願いするものです。内容につきましては、いずれも額の確定に伴う減額となります。

続きまして、その下になります。12目防犯対策費、説明欄1、防犯対策経費につきましては、109万8,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、防犯灯の電気料金に不足額が見込まれるため増額をお願いするものになります。

続きまして、その下になります。13目防災諸費、説明欄1、防災行政無線事務費につきましては、597万6,000円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、Jアラートシステム更新業務委託料、Jアラート受信アンテナ設置工事の入札差金分を減額するものになります。

次の防災情報ネットワークシステム更新事業負担金につきましては、額確定に伴う市町村負担金の減額をお願いするものになります。

続きまして、その下になります。説明欄2、防災対策諸費につきましては、126万円の減額補正をお願いするものです。内容につきましては、防災会議委員報酬、国民保護協議会委員報酬及び防災講演会講師謝金につきましては、額の確定に伴います不用額の減額補正になります。

次に、電気保安管理委託料及び防災倉庫建設工事は、入札差金の減額をお願いするものとなります。

説明につきましては以上です。

○委員長（真家 功君） 片岡魅力発信課長。

○魅力発信課長（片岡理一君） 次のページ、28ページをお願いいたします。

左側、14目諸費でございます。説明の欄3、結婚推進事業マイナス16万5,000円につきましては、助成金申請件数の実施件数を見込んだことによる減額をお願いするものとなっております。

魅力発信課所管につきましては以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島基地・空港対策課長。

○基地・空港対策課長（長島正昭君） 続きまして、基地・空港対策課所管となります。

同じく28ページ中段、15目基地対策費、説明欄1、基地対策事務費は32万円の補正減をお願いするものでございます。内容でございますが、13節使用料及び賃借料については、実績及び執行見込み額による減額、17節備品購入費につきましては、自動車購入費において、契約額確定による減額となります。

続いて、16目茨城空港推進費、説明欄1、茨城空港地域活性化事業では、90万円の補正

減をお願いするものでございます。内容でございますが、18節負担金及び交付金について、百里飛行場航空機騒音対策事業費補助金の確定による減額となります。

以上です。

○委員長（真家 功君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 続きまして、29ページをご覧ください。監査委員事務局所管になります。

2項徴税费、1目税務総務費、説明欄2、固定資産評価審査委員会費7万5,000円の補正減でございます。

1節報酬、8節旅費、18節負担金補助及び交付金につきまして、事業費確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋 宏君） 続きまして、税務課所管についてご説明いたします。

同じく29ページをご覧ください。

2目賦課徴收费、説明欄1の賦課事務費につきましては、592万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額理由は、12節委託料の4件の事業費確定によるものでございます。

続きまして、説明欄2の徴収事務費につきましては、91万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。減額理由は、10節需用費の印刷製本費9万7,000円の減額補正につきましては、不用見込額でございます。

12節委託料の収納事務電算処理業務委託料につきましては、公金収納のデータ化処理件数が減少したため49万5,000円の減額、不動産鑑定業務委託料32万3,000円の補正減につきましては、不用見込額でございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 中島市民課長補佐。

○市民課長補佐（中島太宜君） 続きまして、市民課所管についてご説明をさせていただきます。

30ページをご覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、事業2、戸籍住民基本台帳事務費につきましては、2,556万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

内容でございますが、11節役務費につきましては、戸籍振り仮名通知郵便代の事業実績に伴い100万円の減額をするものでございます。証明書交付委託等手数料につきましては、コンビニエンスストア等での証明書交付件数の増加に伴い25万円を増額するものでございます。

次の12節戸籍システム改修委託料につきましては、戸籍・戸籍附票標準準拠システム移行業務のうち戸籍附票に関する業務が翌年度実施することになったことから、382万8,000円の減額をするものでございます。戸籍振り仮名業務委託料につきましては、戸籍振り仮名記載に係る通知書作成業務の事業実績に伴い78万5,400円の減額をするものでございます。また、戸籍振り仮名記載に係る業務委託につきましては、当初、国から届出の実施対象が全世帯と示しておりましたが、送付された通知書内容に誤りがあった世帯のみ届出の実施対象と変更されたため、対象者数の減少に伴い2,205万1,414円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 続きまして、総務課所管についてご説明いたします。

同じく30ページとなります。

4項選挙費、2目明るく正しい選挙推進費につきまして、推進事業の報償費2万8,000円の減額補正をお願いするものです。内容は、小中学生による選挙啓発ポスターコンクール参加者に対する記念品購入費で、参加数が当初見込みを下回ったためでございます。

次に、31ページから32ページにかけてでございます。

3目諸選挙費、説明欄1、昨年7月執行の参議院議員通常選挙経費608万4,000円の減額補正をお願いするものです。

同じく説明欄2、昨年9月執行の県知事選挙経費882万円の減額補正をお願いするものです。減額の理由は、いずれも、報酬をはじめとした選挙費の確定による不用額が生じたので、一括して減額するものです。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田 薫君） 続きまして、33ページ、政策企画課所管になります。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、説明欄2、統計調査事務費で5万3,000円の減、2目指定統計費、説明欄3、経済センサス調査区管理費で1万1,000円の減、説明欄4、農林業センサス費で2万円の減、説明欄6、国勢調査費で257万2,000円を減額するもので、いずれも事業費の確定により不用額を減額計上するものです。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 高野監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高野敏弘君） 続きまして、34ページをご覧ください。監査委員事務局所管になります。

6項監査委員費、1目監査委員費、説明欄2、監査事務費10万3,000円の補正減でございます。1節報酬につきましては、今後の執行見込み、8節旅費につきましては、事業費確定により減額するものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 高橋税務課長。

○税務課長（高橋 宏君） 続きまして、36ページをご覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄8の定額減税補足給付金事業につきましては、2,170万7,000円の減額補正をお願いするものでございます。令和7年度事業完了により、減額補正をお願いするものでございます。

以上でございます

○委員長（真家 功君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、環境課所管の補正予算をご説明いたします。

46ページをお開き願います。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、説明欄3、環境保全・美化推進事業につきましては、財源内訳補正として、その他特定財源を47万6,000円減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

続きまして、説明欄4、空地雑草除去事業、12節空地雑草除去委託料435万8,000円は、実績見込みに伴う減額でございます。

続きまして、説明欄6、石岡地方斎場組合負担金、18節負担金1,357万2,000円の減額でございますが、斎場組合において本年度の事業費見込みが確定され、負担金が減額されたことによるものです。

続きまして、説明欄8、空家等対策推進事業、18節空き家活用支援補助金70万円の減額でございますが、本年度事業費が確定したため減額となります。

47ページをお開き願います。

6目公害対策費、説明欄1、公害対策事業、12節公害分析調査委託料52万7,000円の減額でございますが、市内公害分析調査業務費確定に伴う減額でございます。

説明は以上となります。

○委員長（真家 功君） 真家防災管理課長補佐。

○防災管理課長補佐（真家広幸君） 続きまして、防災管理課所管となります。

6目公害対策費、説明欄3、放射線対策事業につきましては、22万4,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、いずれも額の確定による減額をお願いするものとなっております。

説明につきましては以上です。

○委員長（真家 功君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、説明欄2、ごみ対策経費でございますが、1節廃棄物減量等審議会委員報酬につきましては、本年度実施予定の会議が終了したため8万円の減額、10節印刷製本費につきましては、リサイクルカレンダーの印刷業務発注に際し契約差金が発生したため4万3,000円の減額、12節一般ごみ収集運搬委託料につきましても、契約額確定のため13万2,000円の減額となります。

続きまして、2目塵芥処理費、説明欄1、ごみ処理施設一部事務組合負担経費は5,182万9,000円の減額でございます。まず、負担金1,869万4,000円の減額ですが、霞台厚生施設組合において前年度余剰金の精算並びに組合の総務費及び塵芥費の事業費見込みが確定されたことによるものでございます。

続きまして、広域ごみ処理施設建設負担金3,313万5,000円の減額につきましては、霞台厚生施設組合環境センター内ストックヤード建設工事完了見込みによるため、減額でございます。

続きまして、48ページをお開きください。

3目し尿処理費、説明欄1、し尿処理施設一部事務組合負担経費は2,455万6,000円の減額でございます。茨城地方広域環境事務組合・湖北環境衛生組合において事業費見込みが確定されたことによるものとなります。

説明は以上となります。

○委員長（真家 功君） 消防本部大堤総務課長。

○消防本部総務課長（大堤勝憲君） 続きまして、消防本部所管になります。

59ページをお開きください。

9款消防費、1目常備消防費、説明欄3、常備消防総務事務費70万5,000円の減額及び説明欄4、教育訓練研修経費77万6,000円の減額につきましては、制服貸与品の購入など、事

業費の確定によるものでございます。

続きまして、説明欄 5、庁舎維持管理経費65万7,000円の増額につきましては、10節需用費、光熱水費のうち、電気使用料に不足が生じたため86万5,000円の増額及び12節委託料は、事業費の確定により20万8,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、60ページにまたがりますが、説明欄 8、警防活動経費153万9,000円の減額につきましては、防火衣の購入など、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、説明欄 9、救急救助活動経費905万1,000円の減額につきましては、高規格救急自動車の購入など、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、説明欄10、通信指令運営経費112万8,000円の減額につきましては、いばらき消防指令センター運営協議会負担金の確定によるものでございます。

続きまして、2目非常備消防費、説明欄 1、消防団活動経費40万円の減額につきましては、それぞれ額の確定によるものでございますが、分団運営補助金の13万8,000円の減額理由は、新入団員が見込み数を下回ったものによるものでございます。

続きまして、説明欄 5、自衛消防運営補助事業 8万1,000円の減額につきましては、3つの自衛消防団が活動休止をしたことによるものでございます。

続きまして、3目消防施設費、説明欄 1、消防施設整備事業につきましては、財源内訳補正とし、国庫補助金の特定防衛施設周辺整備調整交付金1,238万円と地方債の耐震性貯水槽設置事業債30万円をそれぞれ減額し、一般財源を同額増額するものでございます。

消防本部所管は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 次に、70ページをご覧ください。

70ページ、中段になります。

財政課所管となります。

12款、1項公債費、1目元金、1地方債償還元金につきましては、償還元金の確定によりまして212万8,000円を補正減するものでございます。

同じく、2利子、1地方債償還利子につきましても、償還利子額の確定によりまして1,577万9,000円を補正減するものでございます。

次に、13款諸支出金、1項基金費、1目、1財政調整基金費で89万1,000円の補正減、こちらのほうはE S G債運用益の減額によるものでございます。

ページ移りまして、71ページをご覧ください。

同じく、2目、1減債基金で4,770万1,000円の補正増、こちらのほうは総務省の通知によりまして、普通交付税再算定交付額のうち、臨時財政対策債償還費として積立てするものでございます。

同じく、3目、1公共施設整備基金費で2,463万7,000円の補正増、こちらは不動産売払収入見合分を一般財源により積立てするものでございます。

同じく、8目、1国際親善交流基金費につきましては3万円の補正増、基金利子の増によるものでございます。

○委員長（真家 功君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 続きまして、環境課所管となります。

先ほどの下段となります。

7目、幡谷浩史環境福祉整備基金費、24節積立金、幡谷浩史環境福祉整備基金積立金ですが、今年度も年金相当額の177万9,000円の寄附を頂いたことから増額するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（真家 功君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） 続きまして、同じく71ページ、11目脱炭素化施設整備基金費のうち、説明欄1、脱炭素化施設整備基金費に1,011万2,000円の増額補正をお願いするものです。

補正の内容は、24節積立金で物品売払収入見込額の相当分として1,011万2,000円を増額するものです。

以上となります。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 続きまして、72ページをご覧ください。

市民協働課所管になります。

15目行政区集会施設管理基金費になります。説明欄1、行政区集会施設管理基金費490万円の増額補正につきましては、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源として基金へ積み立てるものでございます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島基地・空港対策課長。

○基地・空港対策課長（長島正昭君） 続きまして、73ページをお願いいたします。

基地・空港対策課所管となります。

22目再編関連訓練移転等交付金事業基金費、説明欄、再編関連訓練移転等交付金事業基金費につきましては5,907万円を増額補正いたしまして、基金積立てをするものでございます。基金造成の事業につきましては、健康増進施設維持管理運営等事業に2,900万円、地域公共交通等対策事業に3,007万円となります。

以上です。

○委員長（真家 功君） 真家防災管理課長補佐。

○防災管理課長補佐（真家広幸君） 続きまして、防災管理課所管となります。

73ページの下段をご覧ください。

25目防犯施設管理基金費、説明欄1、防犯施設管理基金費につきましては537万円6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、防犯灯の電気料など、維持管理に係る経費を特定防衛施設周辺整備調整交付金により積み立てるものでございます。

総務常任委員会所管の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明が終わりました。

ここで3時40分まで休憩といたします。

午後 3時30分 休憩

午後 3時38分 再開

○委員長（真家 功君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑は挙手によりお願いします。

村田委員。

○11番（村田春樹君） 1点だけ、17ページの不動産売払収入の部分について、もう少しちょっと詳しく説明していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（真家 功君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） ご質問にお答えします。

不動産売払収入の2,501万8,000円につきましては、今回、羽鳥保育所の跡地の売却による見込みと、それから道路維持課から所管替えを受けて、払下げを予定している水路などの売却の金額を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） ほかにどうでしょうか。

長島委員。

○14番（長島幸男君） それでは、何点かお聞きします。

21ページ、金額は小さいんですが、21ページの秘書事務費で委託料、樹木伐採と作業委託料で8万円というんですが、この樹木材伐というのは、どこらへんがこの担当になっているのかな。これ、ちょっとお願いします。

○委員長（真家 功君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） 樹木伐採等作業委託料でございますが、こちらは、四季の郷の敷地の一部払下げすることに伴いまして、美野里町40周年のときに植樹をしました桜の木を伐採する委託料の事業費になります。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） じゃ、この経費は秘書課で持つということになっているの。

○委員長（真家 功君） 安彦秘書課長。

○秘書課長（安彦晴美君） 令和7年度当初予算で、記念事業関係で秘書課が所管で計上させていただきます。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） 分かりました。それと、22ページ、職員研修費ということで、職員研修講師謝金が13万1,000円の減ということですが、今年度の職員研修、それと、この講師ということなんですが、今年度どういうものを実施したか、ちょっとお願いします。

○委員長（真家 功君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 今年度の職員研修につきましては、今年度につきましては、10研修行っております。実際には、階層別研修ということで、新採職員研修、それから新任課長研修をメインといたしまして、そのほか接遇でしたり、人事評価制度の指導研修、それであと全体研修といたしましては、ハラスメント研修であったり、コミュニケーションスキル、こういったものを学ぶ研修をメインとして10研修行いました。

以上です。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） そうしますと、この研修は毎年定期的なものと、あと今年度、新たなものということによろしいんですか。今年、今年度、新たなものというのは、ちょっとどういうものか。

○委員長（真家 功君） 高野人事課長。

○人事課長（高野雄司君） 今年度、令和7年度で初めてというか、行いました研修につきましては、コミュニケーションスキルということで、やはり一般市民の方とのコミュニケーションが一番大事というところで、このスキルアップのための研修を行ったのが今回は初めて行った研修でございます。

以上です。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） 分かりました。続いて26ページ。

この中で、市民協働課推進事業のまちづくり組織活動補助金、これが136万9,000円の減ということですが、これどういうもので減少したのか、予算組んでいるんですよ。これ、行政区と分科会か何かのあれで補助を出しているものですよ。この内容について、ちょっと今年度のお願いします。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） まちづくり組織活動補助金の内容について、ご説明させていただきます。

まず、こちらにつきましては、市内に位置する12小学校区です。そちらのコミュニティ学区のほうに12組織、また行政区を単位とした申請のあった行政区、そしてテーマ型といいまして、それぞれテーマを決めたまちづくり組織の3組織からのまちづくり組織のほうに補助金のほうを捻出しております。

以上です。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） 分かりました。そうすると、当初見込みよりも少なかったと、その地区からの要望とか何かが。そういうあれでよろしいんですね、分かりました。

それと、その下の国際交流協会助成金ということで、不用見込額ということなんですが、不用見込額というのは、それでも理由もあると思うんですよ。何で不用になったかどうか、この点をお願いします。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 国際交流助成金、こちらの減額になった要因としましては、今年度行いましたアビリン訪問団の受入れ事業や台湾への視察への訪問団に係る費用のほう、見込みより支出のほうが多かったということが要因となります。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） 分かりました。先ほど答弁の中で、不用見込額とか、事業費確定による増減というような回答が結構あったんですが、金額が大きいものについては、やはり理由があると思うんですよ。ですから、その事業費確定による減額ということではなくて、その中身まで答えていただきたいなと。何件かあったんですが、今後そういう形でお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（真家 功君） ほかにないでしょうか。

鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 13ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の2,156万7,000円のところ、ちょっともう一回、説明お願いしたいんですが。13ページ、国庫支出金を返還というか、減るといってところ2,100万円。

○委員長（真家 功君） 減額の理由ですね。

高橋税務課長。

○税務課長（高橋 宏君） 令和7年度で、民生費の36ページで、定額減税補足給付金事業がありまして、給付が確定しており、そちらの歳出のほうは2,170万7,000円減していますので、給付金と事業費を合わせて歳入のほうを減額しております。

以上です。

○委員長（真家 功君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 分かりました。ありがとうございます。

説明書の23ページ、財務会計システム等使用料の72万6,000円のところで、公金何とかというのが聞こえたんですが、ちょっとよく聞き取れないところがあったんで、もう一回お願いしたいんですが。

○委員長（真家 功君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 鈴木委員の質問にお答えします。

財政管理事務費の財務会計システム使用料、公会計システムです。こちらのほうは、本年

度より業者に一部委託しておりまして、その中で、公会計システム自体を業者のは使わないということになりましたので、それに伴いまして、今回、使用を停止しまして、余計なお金はかけないようにと減額させていただきました。

以上です。

○委員長（真家 功君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） 公会計システムは、じゃ自分たちでやるという感じで、委託しないでやるということですか。

○委員長（真家 功君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 逆に、委託する感じです。

○委員長（真家 功君） 鈴木委員。

○10番（鈴木俊一君） あと、70ページまで飛ぶんですが、70ページのところで、ESG債とか何か言っていたんですけども、この運用で。このESG債というのはどういうのか、何だか。

○委員長（真家 功君） 磯部財政課長。

○財政課長（磯部朋広君） 申し訳ございません。私のほうの説明が一部間違っておりまして、訂正させていただきますが、まずご質問いただいた、ESG債ですが、こちらのほうは合併振興基金等を使って債権を買って、その運用益で脱炭素基金に積み、それで公用車、EV車、あとEV充電装置、そういうものに使おうというような、運用益を使って物でという形でやっているものでございます。

財政調整基金の積立減は債権運用益の減ということで、訂正させていただきたいと思います。

〔「以上です」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ほかに。

村田委員。

○11番（村田春樹君） すみません、もう一つ聞くのを忘れていたんですけども、24ページのほうの移住・定住促進事業のほうの説明欄の18のほう、移住・定住促進住宅助成金が720万円の減ということなんですけれども、今年度どのぐらいの実績なのか、ちょっとそういったところを聞かせていただければと思います。

○委員長（真家 功君） 片岡魅力発信課長。

○魅力発信課長（片岡理一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本年度、若年世帯等住宅取得助成事業につきましては、合計57件の申請実績となっております。

ます。

なお、申請による総人数ですが、191人といたことになっております。そのほか、わくわく茨城移住支援事業につきましては、今回ゼロ件というような状況となっております。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 村田委員。

○11番（村田春樹君） ありがとうございます。そのわくわく何とかというやつ、それゼロ件、もう少しちょっと頑張らなきゃいけないなというところだと思うんですけども、件数的には57のほうが、191人申請ということで少なくはないのかなとは思いますが、これが減額ではなくて、増額の補正になるぐらい、ちょっと頑張っていたいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（真家 功君） ほかにどうですか。

戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） すみません、何点かお願いしたいと思います。

まず、6ページの繰越明許の件なんですけれども、空き家等対策推進事業で496万1,000円が繰越明許になるということなんですけれども、この内容ってどういう、ちょっと具体的にお話しできる範囲でいいので、お話しいただければと思います。

○委員長（真家 功君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 現在、東電用地株式会社さんと契約をしまして、管理不全空き家の所有者50件を直接訪問・面談をお願いしているところでございます。

内容は以上でございます。

○委員長（真家 功君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。思ったより多いなと思いました。

次のごみ処理対策費経費のこのPCB汚染物の想定外の量であったということなんです、これは大体、処分はいつぐらいまでかかるのかということと、あと住民等から問合せとかがないのかなということと、あと影響ですか、それについてちょっとお聞かせください。

○委員長（真家 功君） 中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） PCB廃棄物110トン、現場にはほぼほぼございません。いわき市内の処理施設に運んで、そこで保管しております。どうしても焼却処分でございますので、時間がかかっているというのが本音でございます。

それから、地域住民のほうからは問合せ、今のところ一件もございません。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。

続きまして、17ページの先ほど村田委員からもあった、旧羽鳥保育所の土地の売却についてなんですが、ちょっとお聞かせいただける範囲でいいので、どういった業者に、業者というか、どういった方に売却して、どんなことで使われていくのかなというのを大体分かる範囲でいいので、教えていただければと思います。

○委員長（真家 功君） 細谷管財課長。

○管財課長（細谷次央君） お答いたします。売却相手といたしましては、民間の個人の方になっておりまして、お名前は控えさせていただきたいんですけれども、転売しないことや、事業に使われる見込みであるということは聞いております。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。

次の同じ17ページの企業版ふるさと応援指定寄附金の5事業者からということなんですが、こちらもお話しできる範囲でお聞かせいただければなと思います。よろしくお願いします。

○委員長（真家 功君） 植田政策企画課長。

○政策企画課長（植田 薫君） 企業版ふるさと納税の指定寄附金でございますが、先ほどの説明で5事業者というふうに説明がありましたが、正確には6事業者ということで訂正させていただきます。

その上で、寄附事業者ですけれども、寄附者によって、企業名のみ公表という申出がございましたので、事業者名だけ述べさせていただきます。

株式会社つくば電気通信、株式会社テックホールディングス、株式会社セイコーマート、株式会社金陽社、株式会社ウエストエネルギーソリューション、株式会社求人ジャーナルで、合計1,430万円となります。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） ありがとうございます。あと1点、すみません。

72ページの行政区集会施設管理基金費なんですけれども、特防のほうから490万円という

ことで、それをこちらに積立てするということなんですが、積立額がちょっとごめんなさい、私、計算……令和5年度末が778万円の行政区、この施設管理基金費があったと思うんですけども、令和6年度末は468万円で、今回これをやって年間の1,800万円ぐらい修繕関係に出しているんだと思う、1,800万円、1,500万円前後ですか、修繕と整備に出していると思うんですけども、令和7年度末だと228万円、ちょっと間違っているかもしれないですけども、だんだんと減ってきているのかなというふうに思うんです。これについて、行政区の集会所等は老朽化とか、いろんな管理の問題とか出ていると思うんです。年間に1,500万円前後要望があって、これを2分の1とか出しているんですか、何か幾らかのその基準があると思うんですけども、修繕とか、整備とかの基金費が減ってきていることの影響とか、市としての考え方ってどんなふうになっていくのかなと思ひまして、お聞かせいただければなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 行政区集会施設管理基金につきましては、令和6年度から令和14年度まで、毎年度490万円の基金造成とする計画書のほうを防衛省と協議の上、提出して事業を進めております。

今後、地域からの要望額が増加し、基金のさらなる確保が急務となった場合には、防衛省と協議の上、見直し等の検討を行ってまいります。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（真家 功君） 戸田副委員長。

○副委員長（戸田大我君） そうすると、行政区等から自治体も、常会とかも含めてだと思ひんです。そういった修繕の要望とか出たときの額を減らすとかということはないということで、理解してよろしいですかね。

○委員長（真家 功君） 狩谷市民協働課長補佐。

○市民協働課長補佐（狩谷孝則君） 地域からの要望に応えられるよう、事業のほうを運用していきたいと思ひております。

以上でございます。

○委員長（真家 功君） ほかに。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） 最後になるかもしれませんが。

重複するかもしれないけれども、まちづくりの関係ね、26ページの。

それでコミュニティー、補助金は地域型とかコミュニティーとか、それは協議会というか審査会でやるわけだよね。システム分かっているのね。大体今一番多いので50万円だったかな、だよ。今、物価が上がっているんだよ。これ50万、随分前からなんだよ。コミュニティーをつくったのが納場地区、私どもが一番、私が先頭に立ってやった外ノ内町長のときから集まったんだけど、40年近くなるわけなんだけども、当時はこちらの方だけだった、200万だったんだけど、だんだんみんないいことだから美野里地区が増えて、小川地区、玉里地区が入って今12地区までになっている。それを今度はみんな分配しているわけだ、予算を。それで現在50万でしばらくなんですよ。

それでこないだ、うちのコミュニティーも納場地区やったんだけど、前は餅つきやっても、サービスで無償で提供していたの。今回は50円ずつもらうようになっちゃったんだよ。本当にこれコミュニティーの原点だからね、自分たちで金を出して、自分たちでやるというのがコミュニティーのこれ原則だからこれはいいんだけど、そういう意味においても、やはりお互いに考えていってもらおうと。

この不用額を出すんだったらば、その前に、どこで幾ら足りなかったとか、悪くするものがあるならばそういうふうな方法はなかったか。もし、いや、ここに来て間に合わないんだから、これは今日補正だから。昨日は予算でもって今年のやつ決まっちゃったんだから、そういうことをこれから先に柔軟に対応して、できるだけ早くコミュニティーの団体と話し合いをして、心ある対策を取ってもらいたいと。

以上です。

○委員長（真家 功君） 今のは要望ということで。

ほかにどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） それでは、ないようですので、これで質疑のほうを終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第21号 令和7年度小美玉市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

中野谷環境課長。

○環境課長（中野谷 勲君） 議案第25号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

予算の概要ですが、歳入歳出それぞれ1,223万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を2,723万3,000円とするものでございます。

6 ページをご覧ください。

最初に、歳入予算についてご説明いたします。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目衛生使用料、1 節霊園使用料673万2,000円の減額となります。減額の理由は、本年度、新規の申込みが6区画のみであったことによるものです。

2 項手数料、1 目衛生手数料、2 節滞納繰越分霊園管理手数料につきましては、2万3,000円の増額となります。これは、当初15件で見込んでいた、前年度まで滞納されていた管理手数料の納入が22件あったためとなります。

2 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、1 節一般会計繰入金1,000円。科目保存分の減額となります。

2 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目基金繰入金、1 節霊園整備基金繰入金1,894万7,000円の増額となります。霊園整備基金より繰入れし、充当するため増額するものでございます。続きまして、歳出予算をご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

1 款霊園事業費、1 項霊園施設管理費、1 目霊園施設管理費、1 市営霊園管理事業、11 節役務費、郵送料でございしますが、実績に伴い6万円を減額するものです。

22 節償還金元金1,404万円の増額ですが、長期債元金の繰上償還となります。償還対象は、

美野里霊園排水整備事業です。

同22節長期債利子3万5,000円ですが、借入金償還に伴う利息の支払いとなります。

24節積立金ですが、歳入減に伴い、霊園整備基金積立金を177万8,000円減額するものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（真家 功君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手により、これを許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないので、質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） ないので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第25号 令和7年度小美玉市霊園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（真家 功君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました執行部からの提出議案の審査は終了いたしました。

続いて、その他に入ります。

執行部からありましたらお願いします。

箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） それでは、皆様お疲れのところ、本日はお時間をいただきありがとうございます。とうございます。

総務課より、庁舎開庁時間の短縮についてご説明させていただきます。

〔資料用意〕

○総務課長（箕輪淳子君） こちらにつきましては、代表質問及び一般質問いただき、答弁の中で概要をお話しさせていただきましたが、改めて委員の皆様にご説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。

初めに、1番、見直しの背景と目的についてです。

今回の見直しは、職員提案制度において開庁時間短縮の提案がなされ、職員の働き方の見直しの声が上がったことを契機として検討を開始いたしました。窓口業務等の行政サービスの提供に当たり、現在、職員の勤務時間帯と、窓口の受付時間帯を同一に設定していることから、開庁前に行っている事前準備や閉庁後の事務処理等により、時間外勤務を前提としたものとなっております。

こうした状況は職員の負担増加を招くだけではなく、労務管理の観点からも改善が必要であると内部で検討を重ねてきたところです。開庁時間を見直すことで働き方改革を推進し、職員の健康維持とワーク・ライフ・バランスの向上、そして、持続可能な行政運営体制の構築を目的としております。

続きまして、2番、窓口等利用状況、利便性向上の取組についてです。

検討を進めるに当たり、窓口の利用者状況及び自動交付機、端末からの証明書発行利用状況を調査いたしました。

①の市民課窓口における利用者割合の表をご覧ください。

こちらは令和7年6月から10月の間、時間帯に分けた来庁者数の割合を表示したものです。ご覧いただきますと、約9割の方が9時から16時30分の間に来庁いただいています。一方で、朝夕の時間帯に来庁される方は約1割いらっしゃいます。

次のページをご覧ください。

続きまして、②の自動交付機端末からの各種証明書の交付件数の表をご覧ください。

こちらは、コンビニエンスストアや庁舎内ロビーに設置する自動端末からの証明書発行件数となり、令和3年4月から令和8年1月までの推移を年度ごとに表示しております。赤色の市役所庁舎内のロビーに設置しております端末の発行件数は、令和5年度をピークに減少傾向にあります。青色のコンビニエンスストア等の設置端末からの発行件数は年々増加傾向となっており、令和7年度については1月分までの数値のため、今後2月分、3月分と伸びていくと思われます。

このようなことから、市役所に出向かず、出先や近隣の店舗等で証明書等を受け取る方が増加していることが表れております。

続きまして、利便性向上の取組として現在行われているもの、今後予定しているものについてです。

(1)の水曜日に実施している延長窓口は、引き続き継続いたします。

(2)小美玉市DX推進計画に基づき、市民サービスの向上や、行政手続のオンライン化の推進を図るため、現在、各種申請や届出等に関する手続約90種類について、オンラインで対応しているほか、電子決済サービスによる市税等の納付など、自宅で完結できる手続を拡大しております。

(3)令和8年4月から、新たにスマート申請ポータルサイトとして、ホームページから市民の皆さんが迷うことなく、各種オンラインの申請のサイトまでたどり着けるように、一元化した総合的な情報サイトの開設や、(4)のオンライン郵送サービスとして、証明書が自宅に届くサービスが開始されます。

(5)は、先ほどの手数料の特例に関する条例の制定にもありましたが、マイナンバーカードを利用しまして、コンビニ等における端末での証明書発行の手数を8年度中減額し、行かない窓口を後押ししてまいります。

また、過日実施しましたネットモニターアンケートにおいても、短縮をした場合の代替手段として重視するものとして、オンライン申請の充実や、コンビニ等の端末からの証明書発行を選択する方が上位を占めておりました。

続きまして、3番、開庁時間短縮の具体的な見直し概要です。

窓口の受付時間となる開庁時間につきましては、現在、勤務時間と同じ8時30分から17時15分のところ、見直し案は8時45分から16時30分として、朝15分、夕方45分の計60分間の短縮を予定しております。

職員の勤務時間については、これまでどおり8時30分から17時15分と変更はございません。電話の受付時間も合わせて変更を行う予定です。電話につきましては自動音声に切り替わりますが、緊急時等においては受電できるように設定をしております。

次のページをご覧ください。

対象施設につきましては、分庁舎を含む市役所本庁、小川及び玉里総合支所、羽鳥出張所、四季健幸館内の健康増進課、小川保健相談センター内のこども家庭センター、水道事務所を予定しております。

今回対象外とした施設は、施設の利用自体を目的としている文化施設等、時間短縮には適さない施設としております。

続きまして、4番、期待される効果としまして、主に3つ挙げております。

1つめ、適切な労務管理。2つ目、情報共有の充実。3つ目、市民サービスの質の向上。こちらが期待されております。

続きまして、5番、県内自治体の実施状況です。

現在、つくば市をはじめとしたご覧の3つの自治体が時間短縮を実施しています。いずれの自治体も、勤務時間は小美玉市と同一の8時30分から17時15分までとなっております。また、その他県内の約20の自治体においても、短縮に向けての検討を始めていると確認をしております。

次のページをご覧ください。

6番、市民周知と導入スケジュールです。

導入に当たっては十分な周知期間を設け、市民の皆様に混乱が生じないように、丁寧に周知を行ってまいります。今後の予定スケジュールは、3月18日の議会最終日の全員協議会において、議員の皆様にご説明をさせていただき、4月から周知を図ってまいりたいと考えております。運用開始は令和8年7月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

○委員長（真家 功君） ありがとうございます。

ほかにありますか、何か。

荒川委員。

○20番（荒川一秀君） いいですか。

別に批判したり何かはないんだけど、職員は定時までいるわけだよね。仮に私らが、一般住民も同じだと思うんだけど、窓口は申請とか何かとかいろいろあって、残務処理というのが必要だと思うんだけど、そういう職種がない人もいるわけだ。そういう人は対応してくれるのかな。

○委員長（真家 功君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 来庁されるお客様に対してとなりますので、議員の皆様については、特に制限はございません。

○委員長（真家 功君） 荒川委員。

○20番（荒川一秀君） これ、市民サービスの質の向上となっているのだから、その辺を本当によくこれやらないと、7月1日から日が長いときにちょうど始まって「何だ」となっちゃうから、その辺のところを市民によく理解してもらうようにPRしたほうがいいと思いま

すよ。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） 時間短縮の件なのですが、これはそうすると、銀行と同じように、この時間帯はシャッターを下ろすということなのかな。ほかから入って来られないの。

○委員長（真家 功君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） はい、予定では16時30分ということで、詳細な運用については、今後早めに決定をしていくということで詰めてまいります。今考えている案としましては、16時30分となりましたら、入口を閉めさせていただく予定です。16時30分までに来庁された方は、手続きが終了するまで対応いたします。お帰りの際は、別の出入口から出てもらうというような形で考えております。

○委員長（真家 功君） 長島委員。

○14番（長島幸男君） そうすると、銀行と同じような形なんだね。時間決めて、その時間になればシャッターが下りて。途中までやっけていて事務処理終わっていない方は終わってから退出というか、そういう形ね。

○委員長（真家 功君） 箕輪総務課長。

○総務課長（箕輪淳子君） 長島委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（真家 功君） それでは本日の審議及び協議は全て終了いたしました。

それでは、副委員長にお返しします。



◎閉会の宣告

○副委員長（戸田大我君） 長時間にわたり、皆様お疲れさまでございました。

以上で総務常任委員会を閉会いたします。

皆様お疲れさまでございました。

午後 4時25分 閉会